



年金

学生の皆さんへ
「国民年金学生納付特例
制度」をご存じですか？

国民年金は、20歳以上のすべての方が加入し保険料を納めることになっていきます。学生さんも、国民年金に加入して保険料を納めることとなります。

しかし、多くの場合、学生さんには所得がありません。そのため、在学期間中の国民年金保険料の納付を猶予される「国民年金学生納付特例制度」があります。

なお、前年度に「国民年金学生納付特例制度」の承認を受けていた方も、毎年、学生納付特例の手続きが必要ですのでご注意ください。

対象者

- ・ 大学（大学院）、短大、高校、専修学校、各種学校などに在学している者（夜間・定時制も含む）
- ・ 前年所得が一定基準以下（収入の目安183万円以下）

手続先・方法

- ・ 住民票のある市町の国民年金担当係又は社会保険事務所
- ・ 年金手帳、印鑑及び在学証明書又は学生証をご持参ください。

承認されると

- ・ 承認期間中のケガや病気などで障害が残ったときは、一定の条件を満たせば障害基礎年金が支給されます。
- ・ 承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間（25年）には算入されますが、年金額には反映されません。
- ・ 承認期間については、保険料を10年前にさかのぼって納付する「追納制度」があります。（2年を過ぎると経過した年数に応じて保険料に加算額が付きまます）

問い合わせ

松山西社会保険事務所
国民年金保険料課
☎ 925-5175
役場町民課住民係
☎ 985-4106

離婚時の年金分割制度における家庭裁判所の手続きが平成19年4月1日から始まりまし

平成19年4月1日から施行された離婚時の年金分割制度では、分割の割合は原則として当事者の協議に基づく合意により定めます。しかし、合意ができないときには、当事者からの申立てにより、家庭裁判所における調停手続や審判手続などを利用して分割割合を定めることができます。

なお、離婚時の年金分割制度は、平成19年4月1日より前に離婚した方は利用することはできません。

【当事者間で合意ができない場合における家庭裁判所の手続き】

● 審判手続及び調停手続について

- ・ 調停手続では、当事者間で争いのある年金分割の割合について、話し合いによる解決をめざします。
- ・ 審判手続では、家事審判官が申立ての際に提出された書類などに基づいて、年

金分割の割合について判断します。

● 離婚訴訟における附帯処分の手続きについて

- ・ 離婚訴訟において、裁判所は、当事者の申立てにより、離婚請求を認容する場合に併せて年金分割の割合について判断します。

○ 家庭裁判所への申立てについて

- ・ 原則として相手方の住所地を受け持つ裁判所に申立てます。
- ・ 申立てをするには、申立書、手数料、郵便切手などのほか、申立てに係る年金制度ごとに、情報提供の手続きによって社会保険事務所などから交付された「年金分割のための情報通知書」が必要になります。

年金分割に関する家庭裁判所に対する審判や調停の申立てについては、最寄りの家庭裁判所や、裁判所のウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) でもご案内しています。

問い合わせ

松山家庭裁判所
☎ 945-5000

介護保険

介護保険料仮徴収のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料は、算定の基礎となる町民税の課税や前年度の所得が6月以降に確定するため、7月に年間保険料を確定します。

保険料決定までの間、昨年からの引き続き特別徴収（年金天引き）により保険料を納める方は、平成19年2月と同じ額を8月まで納めていただきますが、平成18年10月の保険料が、著しく増加、減少した方は、昨年度の保険料を基に調整した金額を6月、8月に納めていただきます。

また、平成19年4月以降、特別徴収により納めていたただく方は、昨年度の保険料を基に納めていただきます。徴収額が変更となる方、新たに特別徴収を開始する方には、後日個別に通知します。

問い合わせ

役場介護保険課総務管理係
☎ 985-4115